

請願受理第 7 号

避難所として活用可能な県立ドーム球場建設を求める請願

紹介議員氏名

小倉利之

山田 光

小林 光彦

佐々木 貴



# 請 願 書

令和7年2月14日

久慈市議会

議長 濱欠 明宏 様

住所 ス慈市栄町32-104-1  
氏名 ス慈OBクラブ60-70  
代表 小倉 建一

## 避難所として活用可能な県立ドーム球場建設を求める請願

令和2年4月21日、内閣府は、日本海溝・千島海溝沿いでマグニチュード9クラスの巨大地震が起きた場合、岩手県沿岸北部に東日本大震災よりも大きな津波が襲来するとの予測を公表した。防潮堤が破壊されるという条件下で想定される最大の津波高は、久慈港で13.5メートルと予測され、市庁舎が5.3メートル浸水すると発表した。

また、岩手県が令和4年9月20日に発表した調査報告書では、冬の午後6時に地震が発生した場合、県内で7,100名の犠牲者が発生すると想定され、そのうち久慈市では4,400名の犠牲者が発生すると想定されている。併せて、久慈市では建物被害が9,200棟、避難者数は人口の半数を超える17,000名に上ると見込まれている。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震は、想像を絶する大惨事となり、住家被害が15万棟を超え、避難者は最大で5万人を超える状況となった。被災地では道路が寸断され、断水や停電が発生するなど生活インフラの崩壊を目の当たりにし、避難場所の確保をはじめ、防災対策の重要性が浮き彫りとなっている。

大規模災害が頻発する中、政府は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の浸水エリアに津波避難対策特別強化地域を指定した。併せて、防災に関する事業に対し、3分の2を補助する補助金を創設し、被害が想定される地域での対応を求めている。東日本大震災をはじめとする大規模災害の被害状況を鑑みると、有事の際には多くの避難者を収容することができる施設が有効となる。

久慈市では、総合運動公園整備事業基本計画を策定し取り組むこととしているが、現状は浸水想定エリアに位置する小学校の移転改築等を優先するなど、当面の間、避難所機能を有する施設の整備の実現は困難な状況となっている。

こうした状況から、県内最大の被害が想定される久慈市では、避難所としての機能を有し、天候に左右されずに避難が可能となるドーム球場の整備が求められており、岩手県により整備が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、岩手県に対し意見書を提出されるよう請願する。

## 記

久慈市に、有事の際に避難所として活用が可能なドーム球場を建設すること

以上

令和7年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

久慈市議会  
議長 濱 欠 明 宏

### 避難所として活用可能な県立ドーム球場建設を求める意見書（案）

令和2年4月21日、内閣府は、日本海溝・千島海溝沿いでマグニチュード9クラスの巨大地震が起きた場合、岩手県沿岸北部に東日本大震災よりも大きな津波が襲来するとの予測を公表した。防潮堤が破壊されるという条件下で想定される最大の津波高は、久慈港で13.5メートルと予測され、市庁舎が5.3メートル浸水すると発表した。

また、岩手県が令和4年9月20日に発表した調査報告書では、冬の午後6時に地震が発生した場合、県内で7,100名の犠牲者が発生すると想定され、そのうち久慈市では4,400名の犠牲者が発生すると想定されている。併せて、久慈市では建物被害が9,200棟、避難者数は人口の半数を超える17,000名に上ると見込まれている。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震は、想像を絶する大惨事となり、住家被害が15万棟を超え、避難者は最大で5万人を超える状況となった。被災地では道路が寸断され、断水や停電が発生するなど生活インフラの崩壊を目の当たりにし、避難場所の確保をはじめ、防災対策の重要性が浮き彫りとなっている。

大規模災害が頻発する中で、政府は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の浸水エリアに津波避難対策特別強化地域を指定した。併せて、防災に関する事業に対し3分の2を補助する補助金を創設し、被害が想定される地域での対応を求めている。東日本大震災をはじめとする大規模災害による被害状況を鑑みると、多くの避難者を収容することができる施設が有事の際には有効となる。

久慈市では、総合運動公園整備事業基本計画を策定し、取り組むこととしているが、現在は浸水想定エリアに位置する小学校の移転改築等を優先するなど、当面の間、避難所機能を有する施設の整備は、実現が困難な状況となっている。

こうした状況から、県内最大の被害が想定される久慈市では、避難所としての機能を有し、天候に左右されずに避難が可能となるドーム球場の整備が求められており、下記について措置が講じられるよう要請する。

#### 記

久慈市に、有事の際に避難所として活用が可能なドーム球場を建設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。